

**物品調達等（建設工事に係るものを除く）における障害者雇用認定事業者への
優先発注の実施方針（令和6年度）**

1 目的

積極的に障害者を雇用している事業者に対し、市の物品調達等において優先発注を行い、障害者雇用の促進及び安定を図ること。

2 対象部局

市長部局（消防局、教育委員会を含む）及び上下水道局

3 対象案件

(1) 契約検査課以外の発注対象案件

区分	対象範囲
物品購入	予定価格（税込）が10万円以下の案件
賃貸借	予定価格（税込）が40万円以下の案件
製造の請負	予定価格（税込）が10万円以下の案件
業務委託	予定価格（税込）が50万円以下の案件
修理（物品）	全案件

(2) 契約検査課の発注対象案件

区分	制限付一般競争入札/ オープンカウンタ	対象範囲
物品購入	制限付一般競争入札 オープンカウンタ	予定価格（税込）が10万円を超える案件
賃貸借	制限付一般競争入札	予定価格（税込）が40万円を超える案件
製造の請負	制限付一般競争入札 オープンカウンタ	予定価格（税込）が10万円を超える案件
業務委託	制限付一般競争入札	予定価格（税込）が50万円を超える案件

4 目標について

障害者雇用認定事業者数 30者（なお、発注件数の目標は800件とします。）

5 発注方法

(1) 契約検査課以外が発注する案件

見積依頼書に、障害者雇用認定事業者への優先発注である旨記載して、見積り依頼を行います。

(2) 契約検査課が発注する案件

オープンカウンタは「長崎市オープンカウンタ実施要綱」、制限付一般競争入札は「長崎市物品調達等制限付一般競争入札実施要綱」に基づき実施します。基本的な日程等については以下のとおりです。

ア 日程

(ア) オープンカウンタ

原則は、通常のオープンカウンタと同様の日程で実施します。

